

2012年11月13日

2013年度（平成25年度）予算要望書

高崎市長 富岡賢治 様

日本共産党高崎市委員会

日本共産党高崎市議会議員団

伊藤 祐司

竹本 誠

依田 好明

清塚 直美

<目次>

- 1、 財政運営について
- 2、 合併後の市政運営について
- 3、 平和行政について
- 4、 防災対策の整備・充実について
- 5、 原発からの撤退と放射能汚染対策について
- 6、 ゴミ・環境問題について
- 7、 アスベスト対策について
- 8、 安全な市民生活について
- 9、 公共交通の整備について

10、 福祉・医療など社会保障制度の充実について

- (1) 医療制度について
- (2) 国民健康保険について
- (3) 介護保険について
- (4) 高齢者対策について
- (5) 障害者対策について
- (6) 生活保護について

11、 雇用の拡大、中小企業支援について

12、 農林業振興について

13、 教育行政について

14、 教育施設整備について

15、 経済大学について

16、 子育て支援について

17、 男女共同参画社会の実現に向けて

18、 同和対策について

19、 文化・スポーツについて

20、 住宅政策について

21、 都市計画について

22、 上下水道事業について

はじめに

長引く不況のもと、混迷する社会状況の中、市民生活改善をめざし日夜ご活躍いただき心より敬意と感謝を申し上げます。

税と社会保障の一体改革の名目で消費税増税法案が可決されました。「消費税増税は社会保障のため」というのは偽りです。「一体改革」の中身が年金の給付は減らす、子ども手当は減らす、医療費の窓口負担や介護の負担は増やすという社会保障の切り捨てと国民負担の増大では市民生活は苦しくなるばかりです。また、消費税増税法の附則 18 条では公共投資を増やすことまで進めようとしています。これまでも財界・大企業とアメリカの利益を最優先する政治により、国民の暮らしが犠牲にされ、大量の失業者と住居を失った人々が生み出されています。最も弱い立場の国民に重い負担を負わせ、暮らしの展望を失わせ、地域経済を疲弊させるなど許されません。

日本共産党高崎市委員会と議員団は毎年の予算編成にあたり、高崎市が「住民の福祉増進」の立場で予算編成に取り組むよう、時々の重要課題を予算要望書として市長に対し申し入れてきました。

高崎市民は暮らしと福祉を守る市政を期待しています。高崎市が、発足させた「住環境改善助成事業」や金融支援、子育て支援や高齢者対策に大きな期待が寄せられています。こうした市民の要望を受け止め、福祉や教育、くらしを守る施策を強化することを求めます。また、公共事業においても、災害復旧や防災対策、福祉・教育など生活密着型への切り替えを求めます。

以上をふまえ、以下の事項を予算に反映されるよう要望いたします。なお、下線

を引いた箇所が新規・引き続き重点要望となりますので、ご回答下さい。

1、 社会保障・教育の充実を財政運営の中心とし、大型公共事業・開発事業について

は目的、事業費、住民ニーズなどの観点から総合的・抜本的に見直すこと。

ア、 都市集客施設は、音楽ホールや体育館など住民要望の高い施設の建設を中心に過大な計画にならないようにすること。民間資金をあてにしたビジネスゾーンも過大にならぬこと、また、出・退店の責任ルールを明確にすること。

高前幹線道路計画を見直すこと。

イ、 高崎スマートインター（仮称）建設に伴う排気ガスや騒音による住民への環境被害、通学路を含む安全対策、営農への深刻な影響等について万全な対策を講じること。沿線の開発計画は住民合意を優先すること。

ウ、 公共料金引き上げをしないこと。

エ、 消費税は逆累進課税で所得の低い人に重くのしかかる税金です。また、輸出企業は戻し税によって莫大な利益を受けるなどきわめて不公正で欠陥税制です。国民の過半数以上が反対している消費税の引上げには反対し、生計費の非課税と消費税を公共料金に転嫁しないよう国に要請すること。

2、 合併後の市政運営について

ア、 旧構成市町村の優れた住民サービスや諸施策を継承・発展させること。行政水準の調整で後退した住民サービス・福祉水準は全体を引き上げる計画を策定し年次計画で高いところに調整しなおすこと。

- イ、新市建設計画の具体化にあたっては、福祉・教育施設の整備を優先させること。施設整備は、身近で役立つ規模の建設計画にすること。土木建設事業に偏重しないこと。
- ウ、地域審議会に住民の声が反映しやすく運営改善を図り、内容を周知すること。
- エ、支所の遊休施設の市民への解放

3、平和行政について

- ア、憲法を遵守し、戦争参加のあらゆる企てに反対すること。
- イ、核兵器廃絶平和都市宣言にふさわしい平和事業、施策をさらに拡大、充実してゆくこと。市の刊行物に宣言文掲載の機会を広げ核兵器廃絶の機運を日常的に高揚すること。広島市や長崎市が世界に向けて発している「期限を定めた核廃絶」に高崎市も積極的なイニシアを發揮すること。
- ウ、市庁舎周辺を「平和ゾーン」として25年度中に整備すること。原水協など平和団体に対する補助金を復活すること。
- エ、広島などの平和記念式典に小中学生の代表を派遣すること。
- オ、自衛隊の海外派兵は明らかな憲法違反である。自衛隊派兵の恒久法づくりに反対すること。
- カ、相馬が原からのヘリ旅団配備の撤回と、吉井弾薬支処に配備されているミサイルの撤去と弾薬の試射中止を国に求めること。当面、周辺自治体との連絡調整機関を創設し、イニシアティブを發揮すること。
- キ、有事法制を撤廃するよう国に働きかけること。戦闘を想定した演習や夜間訓

練などが増加しているが、基地外で武器を携行しての演習を行わせないこと。

自衛隊員募集業務など自治体への協力要請には一切協力しないこと。

- ク、 オスプレイ配備に反対し、低空飛行訓練の中止、ヘリコプターの騒音問題など住民生活保全の立場から国と米軍に改善を求めること。 相馬が原の米軍使用に反対すること。日米合同演習へ参加しないよう 12 旅団に申し入れること。

4、防災対策の整備、充実について

- ア、 防災のための系統的な訓練や点検を一層強化する。常備・非常備の人員・装備とも「消防力の整備指針」にもとづき、年次計画も定め充足を早急に図ること。自主防災組織の育成強化に努めること。
- イ、 東日本大地震や浅間山噴火などの災害を踏まえ、市としての危機管理体制、安全点検・対策を強化すること。避難所の増設と住民への周知徹底、防災無線の設置を進めること。耐震型貯水槽の増設、防災備品の備蓄については避難所ごとの分散配備を計画的に進めること。
- ウ、 消防車両の入れない地域への対策を進めること。
- エ、 雑居ビルなどへの査察・点検を強め、防災対策が進むように指導すること。
- オ、 震度7を想定した公共建築物の耐震診断を早急を実施し、診断に基づく補強補修を引き続き早急に計画を立て進めること。マンションをはじめとする民間中高層共同住宅などについても耐震診断と補強への費用補助制度を設けること。
- カ、 風水害対策を強化すること。浸水被害が想定される地域での抜本的な水害対

策を早急に講ずること。

- キ、被災者の救済を敏速に行なうこと。必要に応じ、無利子の貸付金制度を設けること。災害見舞金を増額すること。
- ク、危険ヵ所など明示したハザードマップ（災害予測図、災害回避地図）などで必要な災害情報を市民に周知すること。
- ケ、危険物施設などへの点検を実施すると共に、必要な改善策を講じること。

5、原発からの撤退と放射能汚染対策に取り組み住民不安を一日も早く取り除くこと。

- ア、東電と国の責任によって一日も早い被害補償を行うこと。
- イ、農産物などの放射線量測定器具の購入助成や、市も購入し希望者に貸し出すこと。半日単位の貸出しは利用しにくく、希望に応じて一日単位として利用しやすくすること。
- ウ、倉渕・榛名地域など放射線量が高い地域の定期的な放射線量測定を強化し、
数値の高いところの除染を行なうこと。
- エ、原発は国の施策と限定せず、危険な原発からの撤退を国に働きかけること。
- オ、電力確保のための自然エネルギー政策の拡大と共に、平時から節度を持った（行き過ぎた節電は疑問）節電運動を広げること。

6、ごみ、環境問題について

- ア、ごみを減量するため生産、流通過程で容器包装などのリサイクル、リユース、

エコバッグを進めるよう業者への指導、協力要請を強めること。

イ、家電リサイクル法によって不法投棄が増え市の負担になっている。製造者がその費用を負担するよう国に働きかけること。

ウ、これ以上の産業廃棄物の設置に反対し、豊かできれいな故郷の自然を守れるような環境保全条例を作ること。やむなく産業廃棄物最終処分場を求める場合は市が管理する公的な施設にすること。住民の多くが反対している榛名十文字の施設については認可しないこと。

エ、住民の反対を押し切り、認可した上奥平産業廃棄物処分場の設置許可責任を明確にし以下の項目等の、業者指導を徹底すること。①、住民と業者、監視者である市の3者で運営についての協定を作ること。違反した場合直ちに設置許可を取り消すこと。②設置後の監視、住民への報告を定期的に行わせること。③不測の事態が起きた時、業者責任だけにせず、許可責任を明確にすること。

オ、環境保全問題（騒音・悪臭・NOXなど）に対し、市として独自の規制基準を作り、観測体制の充実や定点観測箇所を増設すること（スマートインター周辺、前橋長瀬線バイパス沿線など）。市民から苦情・要請のあった場合の迅速な観測態勢整備など実効ある対策を立てること。発生源となっている事業所への改善命令など行政指導を強化すること。

カ、自然エネルギーの利活用について補助制度の創設も含め積極的にすすめること。学校や公共施設における太陽光発電などの自然エネルギーの利活用や屋

上・壁面緑化を積極的に進めること。

7、アスベスト対策について

- ア、 中皮腫で死亡された方はアスベスト被害の可能性がある。長年アスベストを使用する仕事に従事し中皮腫を発症した方はアスベスト被害の可能性があ
るにもかかわらず保護されることはほとんどない。関係職種従事者の検診を義
務付けさせること。市は継続的調査を行なうこと。
- イ、 民間施設のアスベスト調査を推進するために、調査基準や技術的支援など充
実させること。
- ウ、 解体業務に従事する者に、建築物解体時のばく露防止についての教育を義
務付けること。民間建築物においても法に基づく曝露防止策を強化すること。
解体業に従事している人の健康診断を義務付けること。

8、安全な市民生活のために

- ア、 暴力、犯罪、事故などから市民生活の安全を確保するため、交番などの増設
と常駐化を県に要望すること。
- イ、 事故多発の危険な交差点や踏み切り、水路などを点検してリストアップし、
カーブミラーや防犯灯、フェンスなどの設置、道路拡幅など安全対策を講じ
ること。道路・橋梁の点検を計画的に進め、必要な維持補修予算を増額する
こと。
- ウ、 安全対策を講じたにもかかわらず、事故が多発する個所については対策が不十
分と思われる。道路の拡幅、形態なども含め、抜本的な対策を講じ同様な事

故が繰り返されないようにすること。

- エ、 交差点付近や施設入り口等、車道と歩道の境界ブロック（縁石）の視認性を高めるようプラスチックポール等を設置し事故の防止対策を進めること。
- オ、 子ども、高齢者、障害者が安全に通行できるよう、歩道や通学路の新設・改善を図ること。とくに、交通量が多いのに、歩道が片側しかなく危険な豊岡橋（国道406号とJR信越線の跨線橋）については、関係機関と連携し、早急に整備をはかること。
- カ、 通学路（小・中・高など）の安全点検を早急を実施し、照明の設置や雑草の刈り取りなどの整備は市の責任ですすめること。スズメバチの駆除等、直接人命にかかわる危険があるにもかかわらず、マンション地内等の場合は管理責任を理由に対策の遅れがある。通学路、公園近くなど不特定多数の市民が利用する場所での駆除等は市の責任で直ちに対処すること。

9、公共交通の整備について

- ア、 サイクリングロードの整備、改善を進め、照明などの防犯・安全対策を講じること。堤防を利用するサイクリングロードと一般道との交差部分については、橋げた下部への迂回や信号機設置などの安全対策を講じること。矢田川などの堤防上の道路をサイクリングロードとして整備しフェンスの設置など必要な改修をすすめること。
- イ、 電車、路線バスなどの公共交通の抜本的強化、連携、充実にむけ、国、県、関係自治体、JR等に働きかけること。

ウ、ぐるりんを「日常生活に欠かせない足」と位置づけ、利用希望の多い時間帯でのぐるりんの増便と増路線を図ると同時に、路線、停留所などを地元住民の意見をもとに改善、充実すること（倉渕ふれあいセンターなど公共施設への乗り入れなど）。コース（路線）についても地元の要望を反映したものに改善すること。吉井バス、榛名バスは住民の生活の足として地域に欠かせない。引き続き存続を図ること。

エ、ぐるりんや路線バスでカバーできない地域については乗合タクシーの運行で住民の足を確保すること。

オ、ぐるりんの停留所を高齢者や、障害者が乗車しやすいものに改善すること。

カ、信越線の増便と豊岡地域への新駅設置を国・JRに働きかけること。

10、福祉・医療など社会保障制度の充実について

(1) 医療制度について

ア、後期高齢者医療制度は08年4月から実施されたが、75才という年齢で医療内容を差別する制度に怒りが高まっている。国に制度の中止、撤回を強く求めるとともに、保険料、医療費の減免制度の充実拡大を広域連合に求め、市独自の減免制度を充実・拡大すること。

イ、国民健康保険、後期高齢者医療保険とも資格証発行をやめ、全員に漏れなく保険証を発行すること。

エ、全日24時間対応の小児救急医療体制を早急に確立すること。準夜診療の開設時間の拡大を進めること。

- オ、 難病患者の医療費を無料にすること。難病指定疾病の削減をやめるよう国に求めること。
- カ、 在宅酸素療養者に対し、医療費の助成、電気代の補助制度をつくること。
- キ、 保健予防に努め医療費を軽減するために特定健診受診費用については一般会計から補填し、がん検診、骨密度健診を含め無料で受けられるようにすること。政管健保加入者なども含め、希望する市民誰もが受診できるようにすること。
- ク、 子宮頸がんワクチン、ヒブワクチンなどへの公費助成を行うこと。

(2) 国民健康保険について

- ア、 国保の国庫負担割合を増やすよう国に働きかけ、国保税を引き下げること。
- イ、 国保税必要額に収納率を見込み課税総基本額を設定するため、未収納分を納税者に転嫁している。未収納分は一般会計で補てんし、納税者に転嫁しないこと。
- ウ、 取りすぎた国保税から基金を取り崩して国保税を引き下げること。
- エ、 保険税の減免制度は、市独自の減免制度の拡充をはかること。医療費の一部負担金の減免は生活保護対象者に限らず法の趣旨を生かし実効ある制度にすること。制度の内容を市の窓口でも市民・医療機関に周知すること。
- オ、 国保にも休業補償（傷病手当）制度をつくること。
- カ、 人権・人格を無視した納税相談の仕方は改め、丁寧な対応に務めること。
- キ、 国民皆保険制度の根幹さえ崩しかねない国保広域化は、増税をもたらし、医

療抑制を一層進める制度です。国保広域化方針を見直すよう国・県に働きかけること。

(3) 介護保険制度について

ア、 介護保険の国庫負担率を大幅に引き上げるよう国に求めること。希望する誰もが必要な介護が受けられるよう、市の責任で保険料、利用料の減免制度を大幅に拡充すること。当面非課税世帯の利用料は無料にすること。ペナルティー対象者（滞納者）を救済すること。

イ、 施設における居住費・食費の自己負担の撤回、軽度者からの福祉用具貸与と
り上げをやめるよう国に求めること。当面市として費用助成、貸与継続を行
うこと。

ウ、 特別養護老人ホームの待機者が増え続けている。特別養護老人ホームなど施
設待機者が解消されるよう国・県に増設を求めるとともに市独自の建設も検
討すること。

エ、 介護体制がなく、やむなくショートステイをつないで急場をしのいでいるも
のがいるが、ショートステイの利用日数が減らされ、前年並みの利用を必要
とすれば利用料が高くなる。当該の利用料は前年度並みにすること。

オ、 低所得者層（生保基準に該当しない）では特別養護老人ホーム以外の施設介
護、居宅サービス等も経済的理由から受けられない家庭が増加し続けている。
こうした家庭の介護サービスに助成し、安心して介護が受けられるようにす

ること。(ケア付き住宅の住宅費や介護用品など)

- カ、 要介護者への所得税などの障害者扶養控除を適用・拡充するとともに、対象家庭に周知徹底すること。寝たきり老人については全員に証明書を発行すること
- キ、 施設利用の条件引き下げにより、多くの介護施設が赤字を余儀なくされ、経営の継続が危ぶまれている。また介護職員の報酬が低く、過酷な労働のためやめる人が多く職員の確保ができない施設が多い。施設・職員の報酬単価の引き上げを国に求めるとともに、市独自の支援策を講じること。
- ク、 要介護認定は、必要な介護サービスが受けられるように、制度やシステムの改良を国に要請するとともに、市の認定でも柔軟に対応すること。

(4) 高齢者対策

- ア、 介護保険の認定の有無にかかわらず寝たきり老人などの在宅入浴サービスを無料にすること。
- イ、 在宅介護慰労手当を月額1万円に引き上げること。
- ウ、 給食サービスの委託先を身近な地域の事業者や団体にも広げ、食事内容をお年よりの食事にふさわしく改善を図ること。
- エ、 買い物支援事業を充実させ強化すること。
- オ、 空き店舗・住宅などを利用して、お年寄りが自分の足で通える、憩いの場、

生き生きサロンなど集える施設を増やすこと。

カ、 市の高齢者医療制度は所得制限を撤廃し、68・69歳の医療費を全員

1割負担

にすること。

キ、 長寿センターにおける禁煙・分煙対策を進め、入浴施設の終日にお

ける衛生

管理を徹底すること。

(5) 障害者対策

ア、 障害者施策の立案、施行と条例等の改正に当たっては、障害者権利条約の精神に立って障害当事者、障害者団体が広く参画できるようにすること。

イ、 障害者基本法改正でも利用者負担の応益割が残された。扶養義務を廃止して障害者本人の所得に応じた応能割に戻すよう国に働きかけること。

ウ、 障害者施設の運営が安定的に継続できるよう報酬の支払いを日額制から月額制に戻し、削減された施設補助金をもとに戻すよう国に要請すること。当面補助金の削減分を市が補填すること。

エ、 福祉医療の適用範囲を2級まで広げること。(県内・渋川市・安中市・伊勢崎市・みどり市で行っている自立支援医療費の自己負担を障害者自立支援法制定前の5%にしていきたい。)

オ、 吉井地域活動支援センター・重度心身障害者デイサービスセンターについては、利用者や住民の意見・要望を反映した整備を進めること。

- カ、 障害者の成人、高齢化に対応できるよう、市営住宅等の空き施設を整備しヘルパーステーションと連携した自立化支援制度を充実させること。
- キ、 市として法定雇用率を上回るよう緊急に雇用確保すること。企業・団体に対しても法定雇用率を守り雇用確保するよう指導を強めること。知的・精神障害者の雇用確保（雇用確保は二人に一人の支援者配置で）に努めること。
- ク、 公共施設のバリアフリーの現状を調査し、改善すること。耐震基準を満たさない昭和町福祉作業所は緊急に建て替えること。
- ケ、 法「改正」に伴い障害児施策が大きく変わる。しかし、療育の場が不足しており、身近に通える療育の場を増設すること。
- コ、 福祉作業所等の地域活動支援センター（障害者向け）に専門職の配置と送迎支援のために現在の委託金を増額していただき利用者負担をゼロにしたい。
- サ、 車椅子利用の生徒が地域の学校で普通に学べるようにマンツーマンの介助員を配置し、校外学習にも同行できるようにすること。希望する人全員が入所できるよう、福祉作業所などの授産施設を増設すること。通所で利用できる重度対応の施設整備を進めること。
- シ、 障害児の学童保育は施設の増設・充実、スタッフの確保、人件費の補助金を増額すること。
- ス、 一時介護の施設充実のための補助の拡大、利用料の本人負担の軽減を図ること。

- セ、 ゆうあい学級の実態を把握して、実情に応じて助手の増員をすすめること。
特別支援教室での従来の担任制を維持するよう引き続き国に要請すること。
就学指導は当該校の担当者でなくケースワーカーなど第3者を配置すること。
- タ、 通級指導教室にゆうあい学級の児童も通えるように改善すること。
- チ、 市立養護学校に「幼稚園部」を設置すること。
- ツ、 保育園・幼稚園・小中学校が障害児を受け入れる際の加配基準を改善する。
加配の際は資格を持った専門職員を配置するよう国・県に要請するとともに
当面市として増員すること。
- テ、 国が削減した障害児受け入れの人件費補助を元に戻すよう国に要請するとと
もに、当面市が人件費補助額を補填すること。一時介護の施設充実のための
補助の拡大、利用料の本人負担の軽減を図ること。
- ト、 3歳未満の障害児が保育所に入所する場合には、障害児と同等の職員加配を
国に要請するとともに当面市が独自に加配すること。

(6) 生活保護について

- ア、 移送費の取り扱いや車の保有・利用は生活保護法の必要即応の原則、保護の
捕捉性などに基づき、社会通念上許される範囲において、自立しやすいよう
生活に合理的な自動車の利用は許可することを含め、生活実態に合った保護
行政をすすめること。
- イ、 住居や住民関係などから改善のため転居願いが出された場合、基準内の家賃
であれば転居を認めることこと。

- ウ、 老齢加算の復活と、少なくとも物価上昇に見合う保護単価の引き上げを国に要請すること。
- エ、 ホームレス等が生活を再建できるよう、住宅の確保・斡旋など支援体制を強め、保護を認定すること。
- オ、 生活保護受給者に対応するケースワーカーを少なくとも一人 80 件となるよう増員すること。ケースワーカーには社会福祉主事をあてるよう資格取得や研修を強めること。相談者のプライバシーを守るためにも相談室を増設すること。
- カ、 保護基準など生活保護制度の内容を市民に周知すること。

11、雇用の拡大、中小企業支援について

- ア、 市税など助成した誘致企業の移転、閉鎖、規模縮小などは、雇用における社会的責任を果たさせる立場から事前に市との協議を義務付けること。(再)
- イ、 経営、技術向上の相談窓口を常時開設し、専門家も交え対応し育成につとめること。
- ウ、 雇用 1 1 0 番を市庁舎内に設置し、違法な派遣・請負やリストラ、過大な残業、過密労働、サービス残業などについて、実態把握のための窓口・広報やアンケートなどを工夫し調査活動を充実させるとともに支援を強化すること。
市民・勤労者の生活を守る立場で常時相談に乗り、必要に応じ労働基準監督署とも連携し解決にあたること。

- エ、 派遣切りや解雇など非自発的失業者に対する支援策を強めること。
- オ、 「緊急雇用創出事業」の復活を国・県に働きかけること。市としても保育・介護・教育・農林業など恒常的な雇用創出施策を強めること。
- カ、 最低賃金時給 1000 円への引き上げは、国、県に伝えることにとどめず、官製ワーキングプアといわれることの無いように、市で働く非正規職員の時給 1,000 円以上をめざすこと。合わせて、働きたい希望を無視した雇用(形態)契約やそれに連動した労働条件(有給休暇や各種保険など)の不備は改めること。
- キ、 所得税法 56 条の撤廃を国に求めること。
- ク、 公契約条例を制定すること。国に対しても公契約法制定を求めること。
- ケ、 中小企業は依然として厳しい経営環境が続いており、24 年度から本市が始めた中小企業経営安定化助成、中小企業向け融資等の支援制度の維持、発展をはかること。

12、農林業振興について

- ア、 中山間地も含め農林業のもつ自然と国土保全の役割にふさわしく、市の重要施策と位置づけること。
- イ、 品目横断的経営安定対策の要件を抜本的に見直し、安心して農業ができる価格保障制度を基本にした経営安定対策を講ずること。市として育成した集落営農組織が集落の水田農業の受託組織として継続発展できるよう、資金・運営面での支援を強めること。
- ウ、 水田農業の集落営農組織要件を緩和するなど、家族経営も含めた多様な担い

手を育成する施策を進めること。農業後継者の育成に努めると共に就農希望者への支援策をさらに進めること。担い手・後継者の確保と育成のため、生活費の助成や住宅の斡旋、技術・経営研修など市独自の支援制度を創設すること。

エ、地場産農産物の利用拡大を進めること。「地産地消都市」を宣言し、「地産地消促進協議会」の機能化などで推進を図ること。

オ、学校給食での地場農産物の利用を増やすため、食材費助成の拡充など支援策を強めること。保育園や病院、福祉・介護施設などでの地場産農産物の利用が増えるよう支援すること。

カ、強制減反を直ちに中止し、食料自給率向上のため米粉・飼料米などの作付を推進し、主食並みの粗収益を確保できるよう市独自の支援策を行なうこと。

キ、枝打ち・下草刈り・間伐など森林の保育・保全を強め、高崎産木材の利用拡大を進めること。

ク、被害が拡大するイノシシ、カラスなどの害鳥獣の駆逐対策を抜本的に強化すること。被害補償や駆逐対策経費など国、県と協力し対策を急ぐこと。

13、教育行政について

ア、「義務教育費国庫負担制度の堅持」と「準要保護世帯への就学援助交付金を復活すること」を国に求めること。就学援助要綱を見直し、対象者は生活保護受給者の1.3程度の基準とすること。また、給食費等滞納者や修学旅行不参加者の経済状況を把握し就学援助制度の活用を図ること。学校だけでな

く教育委員会へも申請できるようにすること。

イ、 文部科学省が新たに拡充した就学援助制度の、クラブ活動費、P T A会費、生徒会費の3項目一般財源化に伴う支援の準要保護児童への適用を早期に実施すること。

ウ、 旅費不足から校外学習の下見なども縮小され、児童生徒の安全確保や学習の充実に支障をきたしている。実費が保障できないほど削減されている出張旅費の増額を県に求めること。

エ、 教員免許更新制度は廃止するよう、国および県に求めること。

オ、 引き続き小・中・高で30人学級の拡大と正規教職員の増員を広げるよう国、県に働きかけるとともに、市独自に正規教員の採用・配置を進め30人学級を進めること。また、わずかな転出で学級数が減少にならないよう配慮すること。

カ、 教師の人格と人権を尊重し、民主的な教育現場をつくること。すでに実施されている「新しい人事評価制度」については教職員の多様な意見を聴取し再検討すること。少なくとも苦情処理・異議申し立てができる第三者機関を設置すること。

キ、 「教科指導助手」「学校支援員」など市費負担教職員の賃金を、自給1000円、月額17万円を下回らないようにすること。実態を議会に報告し、月額17万円以下の場合は勤務形態等も考慮し直ちに改善すること。

ク、 少人数学級を推進し、すべての子供に目が行き届くように教師の定員増を

はかり、学習支援が真に必要な児童生徒への支援充実もすすめること。

ケ、 子どもの人権を尊重し、子どもの成長、発達を中心とした教育を推進するため、学校、地域、家庭の連携を強化すること。

コ、 いじめ、体罰、暴力を根絶すること。きめ細かく生徒の状況が把握できるようにいじめ・不登校問題など素早く対応できる教育相談活動・体制の強化などを充実させること。

サ、 全国いっせい学力テストへの参加は取りやめること。

シ、 教育現場で日の丸、君が代を強制しないこと。

ス、 学校二学期制から三学期制への移行は教師・生徒にとって新たな負担が予想される。子ども、保護者、教師の意見集約と実態調査を継続し、必要な支援を行うこと。その結果は速やかに公表すること。

セ、 教材費など保護者の負担軽減を進めること。新1年生の算数セットは学校備品とすること。

ソ、 校外学習のバス代は移動音楽教室と同様に市の負担とすること。対外試合や県大会出場などの課外活動における児童・生徒の移動についてバスのチャーター代など補助すること。

タ、 義務教育は無償化の観点から給食費について、無償化を目指すこと。当面、中学3年生から実施し順次拡大を目指すこと。

チ、 特別支援教室の定数が7名のままになっているが、児童の障害程度など特別支援教室の実情に応じて市独自の加配による学級増を図ること。

- ツ、 栄養士と正規給食技士の1校1名配置を引き続き堅持すること。欠員補充は正規職員として対応すること。
- テ、 学校校務員の2名配置を引き続き確保すること。学校・通学路の安全対策を進めること。
- ト、 全校の学校図書室に専任司書を配置すること。現行の図書事務職員については嘱託もふくめ市雇用とすること。
- ナ、 図書館と公民館図書館、学校図書館、経大図書館のオンライン化をさらに進めること。図書館職員の正規職員化をすすめること。当面、希望に応じた勤務形態を保証し保険や休暇等の労働条件を改善すること。
- ニ、 社会教育支援のため、各種団体、サークルに対して公民館、学校、市役所など公共施設の一層の開放を進めること。
- ヌ、 公立幼稚園での送迎バスを運行すること。
- ネ、 給食の食器については安全性を最優先し、強化磁器製などへの切り替えを検討すること。
- ノ、 合併した旧町村のすべての学校・園での自校方式学校給食をすすめる「自校方式拡充事業」について吉井地域も含めて早急に整備を進めること。
- ハ、 「人権尊重都市宣言」にふさわしく、憲法にうたわれた基本的人権を守るための総合的な人権施策を更に推進すること。

14、教育施設改善について

- ア、 すべての学校（公私保育園、幼稚園も含む）の耐震診断と補強・補修を早急

に実施すること。学校が自主的に使える軽微な補修予算を増額すること。

- イ、 市民の社会教育活動を支援できるよう、施設整備と民間も含めた施設確保をすすめること。
- ウ、 学校施設、社会教育施設で、車椅子対応を含め、スロープ、手すり、トイレなどのバリアフリー対応を進めること。
- エ、 プールに日よけを設置すること。
- オ、 トイレの改修は早急を実施すること。
- カ、 すべての公立幼稚園にプールを設置すること。
- キ、 幼・小・中・高へのエアコン設置を早急にすすめること。
- ク、 学校耐震化、防災機能の強化を推進すること。
- ケ、 太陽光発電設備等の設置、高断熱化等の老朽改修並びに節水型トイレ整備等の設置など該当施設への具体化。

15、経済大学について

- ア、 大学運営にあたっては連携を図り必要な支援を講じること。

16、子育て支援について

- ア、 憲法 25 条・児童福祉法 2 条・24 条の理念にもとづいた公的保育制度の堅持・拡充すること。「子ども・子育て新システム」の問題点から子どもを守るために、父母や保育・幼児教育関係者の意見を聞きながら、現行保育水準を守り、改善をしていくよう国に働きかけること。保育・子育て予算を大幅

に増額して国際水準に近づけるよう国に働きかけること。

- イ、 児童福祉施設最低基準は国の責任で堅持・拡充するよう国に働きかけること。
条例制定に当たっては「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」では従来の国最低基準を下回らずゆとりある基準にすること。
- ウ、 「子どもの貧困」についての実態調査を行うと共に、その結果にもとづいた施策の拡充を図ること。
- エ、 保育所運営費の国庫負担金を元に戻すよう国に働きかけること。
- オ、 保育料を引き下げること。保育料減免要綱の周知を図ること。
- カ、 入所希望者が全て入所できるよう施設整備（新設、定員増）を進めること。
- キ、 保育士定数の改善を進めること。当面1歳児を4：1に、3歳児を15：1に、4・5歳児を20：1にすること。
- ク、 国の基準に該当する延長保育を実施している保育園に対し、補助金を基本分と加算分を合わせたものにする。公立での延長保育実施園を増やすこと。
- ケ、 管外委託児受け入れの場合も、補助金など管内と同じ扱いとすること。
- コ、 子育て支援センターを早急に増設すること。自主的に子育て支援事業を実施している保育園に対し、市の子育て支援センターとして認定すること。
- サ、 公立保育所での栄養士複数配置をすすめ、民間保育園での栄養士配置への支援を強めること。
- シ、 プールの日よけ設置費用を市の負担とすること。
- ス、 各種補助金を以前の水準に戻すこと。

- セ、 学童保育の指導員の待遇改善や施設運営のための補助金を増額すること。補助金の算定と運用にあたっては施設運営に支障が出ないように配慮すること。研修費用、社会保険事業主負担分などを補填すること。急用、病気時のための代替要員を確保すること。
- ソ、 学童保育所の施設の実態調査を行い、「施設整備指針」に基づく整備を急ぎ、過密解消を進めること。専用施設整備は少なくとも年2施設ずつ進めること。
- タ、 第4次総合計画にある児童館「2館新設、5館に」を早期に建設すること。
- チ、 現在運行されている保育園・幼稚園の送迎バスは存続を図ること。
- ツ、 児童公園など子どもの遊び場を増やし、トイレを設置すること。遊具の点検、照明の設置、樹木の刈り込みなど安全対策を講じること。
- テ、 病児・病後児保育を市の施策と位置づけ拡充すること。当面、実施している保育園や医療機関への支援策を講じること。

17、男女共同参画社会の実現に向けて

- ア、 男女共同参画や市民公益活動などを推進する拠点施設となった市民活動センター（ソシアス）を、利用者（団体）の意見をふまえた運営を行い、利用者の意見を反映できる場を設けること。市街地からの利用者の低廉なアクセス（交通）を確保すること。
- イ、 男子職員の育児休暇取得を奨励すること。
- ウ、 「男女共同参画条例」を実効あるものにするため、行政から独立した苦情処理機関の設置など、審議会や女性団体の意見をもとに制度の改善に努め

ること。

エ、 市の幹部職員（特に部長級）への女性の登用を進めること。

オ、 地域・職場における男女による差別がまだまだ続いている実態があるので、
解消に向けた指導をおこなうこと。

18、同和対策について

ア、 同和団体への特権的補助金は直ちに廃止すること。

イ、 人権プラザ・交流館は地域住民に開かれた施設とすること。

ウ、 同和対策のための特別な係や窓口の設置、施策の新たな展開、人権教育に名
を借りた同和啓発は行なわないこと。

エ、 公民館などの利用団体に対し、同和団体が主催する「教育・啓発活動」への
強制的な割り当て参加要請はしないこと。

オ、 合併で新設された第3種住宅の早期解消と一般施策への移行を進めること。

19、文化、スポーツについて

ア、 群馬交響楽団の拠点となる音楽専用ホールやコンベンション施設について、
規模・予算も含め市民合意のもと、県と協議してすすめること。

イ、 獅子舞、山車、太鼓など地域文化の保存育成に努めること。

ウ、 練習施設の整備も含め、演劇、音楽などの文化活動の育成に努めること。

エ、 市民やスポーツ団体などが手軽に使えるスポーツ施設の整備、充実を進
めること。特に芝生の多目的グラウンドとスケートボード練習場の整備を急

ぐこと。

オ、 スポーツ施設は障害者も利用できるように施設の整備・改修を進めること。浜川温水プールへの車椅子利用者通路の改善も含め施設内での移動の障害除去を急ぐこと。

カ、 生涯スポーツを奨励し、施設の提供、器具の貸与などを充実して、振興を図ること。

キ、 文化スポーツ施設の利用料軽減につとめること。障害者・こどもの利用料を減額すること。（特に小中学生の体育施設利用料金の軽減について特段の配慮をすること）吉井地域での施設利用料金を維持すること。

ク、 文化・スポーツ団体への補助金を減額しないこと。

ケ、 文化スポーツ施設へのぐるりんの乗り入れを進め、駐車場についても必要数の確保に努めること。

コ、 旧、図書館の敷地・建物の利活用については、利用者や市民の意向を踏まえて検討すること。本町市営住宅跡地の有効活用を計ること。

20、住宅政策について

ア、入居待機者解消のため計画的に戸数増をすすめること。

イ、並榎県営住宅の建て替えを県に要請すること。

ウ、老朽化した市営住宅の建て替えを進め、戸数を減らさないこと。とりわけ旧町村地区での耐震診断・補強を含めた対策を急ぐこと。

エ、中心市街地では市営住宅建設による定住促進を進めること。

オ、高齢者専用の低家賃住宅を整備すること。介護施策と連携したケア付き低家賃住宅の建設を促進、支援すること。

カ、入居基準（所得基準）を少なくとも改正前に戻し、いっそうの緩和を国に働きかけること。高齢者・若者・子育て世帯への家賃補助制度をつくること。

キ、バリアフリーでの施設整備（エレベーター、手すり、段差の解消など）をすすめること。耐震診断に基づく補強を計画的にすすめること。

ク、民間マンションを「公共的施設＝地域」として捉え、適切な管理が行われるよう管理組合に対し情報提供など行政からの支援に努めること。マンション相談など民間集合住宅に対応するセクションを設けること。

ケ、住宅マスタープランの策定にあたっては、「住宅は福祉」の視点と生存権を保障することを明確にすること。

コ、「住環境改善助成制度」は、経済効果も高く、希望する市民も多いことから申請の期間を初年度並かそれ以上に確保し、周知も図って、より多くの市民が利用できるようにすること。また、所得制限も撤廃もしくは緩和して多くの市民が等しく利用できるよう見直すこと。

21、都市計画について

ア、都市計画の事業化にあたっては、事業の必要性、予算規模などもふくめ計画段階から住民参加・合意のもとにすすめること。住民が住み続けられるまちづくりを最優先にすること。

イ、中高層ビル建設許可にあたっては、近隣住民の意見を尊重し、業者との紛争解決

のためのあっせんや指導を条例化すること。

ウ、調整区域での開発行為については抑制すること。合併後各地域の市街化調整区域の線引き・区分は住民合意を優先すること。

エ、区画整理事業については現在進行中のものは見直し、新たに着工予定のものは当面凍結すること。群馬中央第2区画整理事業（2の地区）については中止すること。必要な道路整備は街路事業として進めること。

オ、車両の乗り入れ規制など、中心市街地での交通を制限し、市街地シャトルバスなど回遊性のある街づくりをすすめること。

カ、バリアフリー、ユニバーサルデザインにもとづく歩道や公共施設整備を市内全域ですすめること。幅員のせまい道路での車椅子や歩行者への安全対策をすすめること。

キ、競馬場の跡地利用については、住民本位に利活用をすすめること。教育環境や住環境への影響も指摘される場外馬券売り場を撤去すること。

22、上下水道事業について

ア、過剰な水需要予測に基づく「第10次水道事業拡張計画」は、現状の水需要の実態や合併後の広域化した市域の実状に即して見直し、新たな水道事業拡張計画として策定すること。

イ、節水の取り組みを強めること。

ウ、「緑のダム」を積極的に進め、涵養林の拡張を図ること。

エ、地下水の涵養、保全に努めるとともに、市として企業の地下水利用の実態を調

- 査・把握し、必要に応じて規制する。市が「地下水保全条例（仮称）」を制定すること。有機溶剤などの有害物質が浸透しないよう対策に万全を期すること。
- オ、表流水の汚染を防ぐこと。病原虫汚染対策など流域自治体とも連携して取り組むこと。
- カ、上下水道事業は基盤整備に莫大な資金を投入し、その多くを企業債に頼ることから数年ごとに物価上昇分をはるかに上回る料金値上げを繰り返してきた。住民負担軽減となるように適切な剰余金処分を行なうこと。
- キ、水資源開発などの経費負担は一般会計からの拠出を3分の2まで高めること。
- ク、公共下水は雨水対策を優先させ、城南雨水滞水池など過大な投資の優先化は慎むこと。雨水の利活用と地下への浸透策を進めること。
- ケ、水洗化人口の伸びに鈍化傾向がみられるが、公共下水道の整備を計画的に進めること。認可区域となった地域については区長をはじめ住民への情報開示を進め、合併浄化槽設置への補助を継続すること。未整備地域の下水道敷設については公共下水道の整備に偏ることなく合併浄化槽など地域に適した整備を進めること。合併浄化槽の維持費に補助制度をつくること。
- コ、上下水道事業の請負契約について、一層の入札制度の改善を図ること。

以 上